

長岡大学における公的研究費の適正な使用に係る行動規範

平成27年1月19日

学長 裁定

長岡大学（以下本学という。）では、公的研究費を適正に管理運用するため、行動規範を定める。

本学研究者及び事務職員（以下教職員という）は、以下の行動規範を遵守し、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 教職員は、公的研究費が国の税金により賄われていることを踏まえ、法令、配分機関が定める規則・通知及び本学が定める規程等を遵守しなければならない。
- 2 教職員は、常に強い倫理観を持って業務を遂行し、不正を許さない風土を構築するための努力をしなければならない。
- 3 教職員は、研究活動を遂行する上で、研究データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
- 4 教職員は、本学が定める公的研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を行ってはならない。
- 5 教職員は、不正行為、不正使用を行った場合及び不正行為、不正使用があったことを知った場合は、通報窓口に通報する等、適切な処置をとらなければならない。
- 6 教職員は、関係部署間と連携し相互協力のうえ、公的研究費の管理運営について柔軟に検討するとともに、不正防止に努めなければならない。